

## 少量新規化学物質・低生産量新規化学物質の申出に関するよくあるご質問（FAQ）

### 1. 申出システムのアップデートについて

No.	質問	回答
1-01	これから新規に申出システムをパソコンにインストールしようと思っ ていますが、インストールの手順はどこを参照すればよいですか。	最新版（ver7.03）の申出システムを利用するためには、経済産業省の以下のウェブサイトからダウンロードファイルをパソコンにインストールしてください。その際の手順を示したマニュアルが同じウェブサイトに掲載していますので、参照してください。 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html</a> ※令和5年12月（第10回）の受付回から、旧ver7.02の申出システムで作成した申出書データ等（申出書、用途証明書、構造式ファイル）は受け付けられませんので、ご注意ください。
1-02	申出システムについて、ver7.02からver7.03にアップデートしようと思っ ていますが、その手順はどこを参照すればよいですか。	ver7.02からver7.03にアップデートするためには、経済産業省の以下のウェブサイトの「申出システムの更新（ver7.02から更新する場合）」にあるマニュアルにしたがってダウンロード・インストールしてください。 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html</a>
1-03	過去にver7.02を利用して作成した申出書データ等は、ver7.03でも参照したり活用することができ ますか。	ver7.02で作成した申出書データ等は、申出システムをver7.03にアップデートすることで、ver7.03の下でデータを参照したり継続作成（過去の申出を活用した申出書の作成）等ができるようになります。
1-04	申出システムを更新せずにver7.02で作成した申出書をe-Govで提出してしまっ たところ、ステータスが『手続き終了(返戻)』になりました。このままで問題ない でしょうか。	ver7.02の申出システムで作成した申出書データ等には「拒否通知」が発出され、受付されていない状態になっています。 上記1-02に示すように、申出システムをver7.03にアップデートした上で、下記マニュアルのp 25以降を参照して受付期間内に再提出してください。 ➤ e-Gov電子申請システムを使用した少量新規化学物質・低生産量新規化学物質製造輸入申出提出マニュアル（令和6年度版） <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/R6e-gov_guide.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/R6e-gov_guide.pdf</a> ※拒否通知を受けた後で、受付期間外に提出された場合、受け付けられませんのでご注意ください。
1-05	申出システムを起動すると、「処理が異常終了しました。詳細はログを確認してください。」というエラー表示が 出ましたが、どのように対処すればよいですか。	エラーの発生原因は様々あります。申出システムフォルダにあるログ（Moushide.log）で、エラーが起きた日時 の右側に [ERROR]が表示されている行にあるコメントで原因を確認し、問題点に対処してください。 <エラーが発生する主な原因> ①新規又は更新用のインストーラがOfficeのビット数に適合していないものを用いている ・Windowsのビット数とOfficeのビット数を混同し、Windowsのビット数のインストーラを用いている。 ②AccessDatabaseEngineを正しくインストールしていない ・AccessDatabaseEngineを入手してインストールしていない。 ・ダウンロードはしているが、インストール用ファイルを起動していない。 ・Officeのビット数に適合していないAccessDatabaseEngineをインストールしている。 ③データベースファイル（MoushideDBv7.accdb）があるフォルダのPath情報（※）が正しくない ・データベースファイルについて、フォルダ名を変更したり、別のドライブに移動してデータベースファイルのPath情報が変わっているのに、Path情報を更新していない（PCのCドライブ直下に申出システムフォルダを配置している場合は、Path情報の変更は不要。）。 ※Path情報については、下記マニュアルの「3.2 zipファイルによる申出システムのインストール」（p 12以降）を参照して下さい。 ➤ 化審法低生産量・少量新規化学物質申出システム(ver7.03)インストール説明書 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/offer703install.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/offer703install.pdf</a>
1-06	今使用している申出システムのバージョンはどこで確認することができますか。	申出システムにログインした後、申出システムメインメニュー画面の右上にバージョン情報が表示されています。

## 2. 構造式ファイル (MOLファイル) について

No.	質問	回答
2-01	構造式ファイル (MOLファイル) はどのように作成すればいいですか。	<p>構造式ファイル (MOLファイル) は、化学構造式を描画する専用のソフトを利用して作成します。少量新規化学物質の申出で利用できる描画ソフトは、ChemDraw、Marvin JS、BIOVIA Drawがあります。</p> <p>(令和6年度申出手続案内のp6に紹介されています。)</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/shoryos_hinkiuketsukeR6.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/shoryos_hinkiuketsukeR6.pdf</a></p> <p>構造式ファイル (MOLファイル) の作成に際し、ご不明な点がある場合、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) へお問い合わせください。</p> <p>➤ NITE お問合せフォーム (少量新規申出)</p> <p><a href="https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/syouryou/syouryouForm.htm">https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/syouryou/syouryouForm.htm</a></p>

## 3. 申出者コードについて

No.	質問	回答
3-01	e-Govで電子申出を行う際に必要となる「申出者コード」と「申出者確認コード」は、どのような手続きをすれば取得できますか。	<p>申出者コードを取得するためには、電子情報処理組織使用開始申出の手続きが必要となります (様式第15の提出)。</p> <p>具体的な手順方法は以下のウェブサイトを参照してください。</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_denshi_index.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_denshi_index.html</a></p> <p>なお、申出者確認コードは、申出者自身で設定する任意の番号 (数字7桁) です。</p>
3-02	申出者コードの取得手続き時に申請した際の会社名、代表者の氏名、本社住所が変更になりましたが、どのような対応が必要でしょうか。	<p>申出者コードの取得手続き時の申請内容 (会社名、代表者の氏名、本社住所) に変更があった場合は、速やかに (電子情報処理組織使用変更届の手続きを行ってください (様式第16の提出))。</p> <p>具体的な手順方法は以下のウェブサイトを参照してください。</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_denshi_index.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_denshi_index.html</a></p>